

2023年版 調理師教本・正誤表（修正&追加情報）

(2025年(令和7年)8月6日発行)

科目	ページ・行数	原文 (+修正説明)	訂正文又は追加
I.公衆衛生学	P.13 上から2行目	・サルモネラ <u>属金</u>	→・サルモネラ <u>属菌</u>
II.食品学	p.60 上から2行目 (水分の項)	・食品の水分には、たんぱく質・炭水化物等と化学的に結合して存在する <u>結合</u> と、組織中に	→・食品の水分には、たんぱく質・炭水化物等と化学的に結合して存在する <u>結合水</u> と、組織中に
III.栄養学	p.102 下から23行目	・脂溶性ビタミン(ビタミンA, D, E, Kなど)の吸収を助ける。	・脂溶性ビタミン(ビタミンA, D, E, K)の吸収を助ける。 p.110・111を参照
	p.114 表3-5	・酵素名 プチアリ <u>リン</u> (唾液アミラーゼ)	→・酵素名 プチアリン(唾液アミラーゼ)
	p.120 下から17行目	・総エネルギー量は青・壮年期に比べて少なくとも良いが、たんぱく質は良質のものを与える便秘を防ぐため、繊維の多いものを与える。	・総エネルギー量は青・壮年期に比べて少なくとも良いが、たんぱく質は良質のものを与える。便秘を防ぐため、繊維の多いものを与える。
IV食品衛生学	p.149 下から4行目	・ <u>発酵細菌</u> が生成する乳酸のような有機酸によって	→・ <u>発酵細菌</u> が生成する乳酸のような有機酸によって
	p.161 上から16行目 (2. アレルギー物質を含む食品の表示の項)	・アレルギー物質を含む「特定原材料名の表示」の義務のある食品(7品目)。 ①乳 ②小麦 ③そば ④卵 ⑤落花生 ⑥えび ⑦かに ・微量であっても含有する場合は表示が必要。 ・表示を奨励する食品(特定原材料に準ずるもの21品目) あわび, イカ, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, <u>くるみ</u> , サケ, サバ, 大豆, 鶏肉, 豚肉, まつたけ, もも, やまいも, りんご, ゼラチン, バナナ, ごま, カシューナッツ, アーモンド (厚生労働省令: 令和元年9月現在)	→・アレルギー物質を含む「特定原材料名の表示」の義務のある食品(8品目)。 ①乳 ②小麦 ③そば ④卵 ⑤落花生 ⑥えび ⑦かに ⑧ <u>くるみ</u> ・微量であっても含有する場合は表示が必要。 ・表示を奨励する食品(特定原材料に準ずるもの20品目) あわび, イカ, いくら, オレンジ, キウイフルーツ, 牛肉, サケ, サバ, 大豆, 鶏肉, 豚肉, <u>マカデミアナッツ</u> , もも, やまいも, りんご, ゼラチン, バナナ, ごま, カシューナッツ, アーモンド 「食品表示基準」の一部改正 ・くるみが義務化(令和5年3月) ・表示を奨励する食品のまつたけが削除されマカデミアナッツが追加 (令和6年3月)
	p.161 下から10行目	・ <u>すべての加工食品には</u> , 商品の特性に応じて消費期限または賞味期限のどちらかを表示しなければならない。	→・ <u>澱粉・食塩など9品目をのぞいては</u> , 商品の特性に応じて消費期限または賞味期限のどちらかを表示しなければならない。(教本 p.93 参照)
V.調理理論	p.198 下から3行目 (野菜・果実の香りの項)	きゅうり(キューリアルコール),セロリ(セダノライド), <u>パセリ(アピオールにんにく。ねぎ類)</u> (硫化アリル,	→きゅうり(キューリアルコール),セロリ(セダノライド), <u>パセリ(アピオール)</u> , <u>にんにく, ねぎ類</u> (硫化アリル,プロピルジスルフィド),
	p.203 下から5行目	・スジ肉などのコラーゲンを多く含む肉は <u>長時間</u> 煮込むことで	→スジ肉などのコラーゲンを多く含む肉は <u>長時間</u> 煮込むことで
	p.216 下から5行目	・作業台では <u>200</u> ルックス以上,	→・作業台では <u>300</u> ルックス以上(労働安全衛生法 施行規則より)
VI.食文化概論	p.247 兵庫県の項	<u>いなご</u> のくぎ煮	→ <u>いかなご</u> のくぎ煮
	p.252 下から15行目	6. 食生活指針(食事バランスガイド P.213参照)	→6. 食生活指針(食事バランスガイド P.211参照)

	P.258 下から 23 行目	④医師の診断書（麻薬・あへん・大麻・覚せい剤の中毒者であるかないかの診断書）以上の書類に、都道府県が条例に定める免許手数料を添えて免許申請する。	→④都道府県が条例に定める免許手数料を添えて免許申請する。 ※添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除 (令和7年4月1日施行厚生労働省令第8号)
	p.262 下から 5 行目	公衆衛生上必要な <u>処置</u> の基準	→公衆衛生上必要な <u>措置</u> の基準
巻末資料	P282 上から 17 行目	2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 調理師法第三条各号の一に該当する者であることを証する書類 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し） 三 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書	→ 2 令第一条に規定する厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一 次のいずれかの者に該当することを証する書類 イ 調理師法第三条第一号の調理師養成施設において一年以上調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者 ロ 法第三条第二号に規定する厚生労働省令で定める施設又は営業において二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者 二 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し） ※添付書類のうち、高等学校入学資格に係る証明書及び医師の診断書を削除 (令和7年4月1日施行厚生労働省令第8号)